

盛岡地方振興局長告示第64号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年9月8日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103822	カーサ南盛岡デイサービスセンター	盛岡市乙部4地割139番10	社会福祉法人幸星会	平成21年8月10日

2 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103830	カーサ南盛岡短期入所センター	盛岡市乙部4地割139番10	社会福祉法人幸星会	平成21年8月10日
0372200659	悠和荘介護予防短期入所生活介護事業	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地312	社会福祉法人敬愛会	平成21年8月20日
0372200709	志和荘介護予防短期入所生活介護事業	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割100番	社会福祉法人敬愛会	〃